



令和5年5月18日

愛知県教育委員会教育長 殿

教職員の不祥事に対して懲戒処分及び訓告処分等を行う場合、校長からの調査報告だけではなく、該当教職員に対して、処分の権限を有する愛知県教育委員会から校長からの調査報告の内容確認及び事実確認を行うことで公平な審議及び処分を執行することを求める請願

住 所

(団体名)

氏 名

電話番号

1 請願の趣旨

私は過去に体罰による懲戒処分を受けました。この懲戒処分が決定されるプロセスで既得権益による人権侵害に当たるのではないかという経験をした。

処分を決定する権限のない校長（資料1）からの報告だけで愛知県教育委員会が懲戒処分等を決定します。このやり方で人生が左右されるような処分を決定することは、横暴であり、愛知県教育委員会の職務怠慢ではないだろうか。

私は、やっていない「首を絞める」という体罰を校長及び教頭は私に事実確認を一度も行うことなく保護者、教員合わせて約30名集まった保護者説明会で「教育委員会へ報告した」と発言し、私もその場で初めて知りました。しかし、この保護者説明会で保護者のひとりの方から「その体罰は先生はやっていません」という発言があり、「取り下げる訂正の報告をします」となりました。その後、他の体罰の被害にあわれた保護者から「私のところも取り下げてください」という発言がありましたが、それについては拒否されました。後日、私が首を絞めたという生徒の保護者と話す機会がありました。そこで、その保護者から「教頭から警察に被害届を出してほしいとお願いされ、『私は先生に感謝しているし、仮に体罰があったとしても警察に被害届は出しません』と断っても何度も被害届を提出してほしいとお願いされ、『私の子どものことが保護者説明会に出るなら、その会に参加したい』と伝えたら、該当する部活に所属している保護者を対象にしているので参加できません』と言われました。」と教えていただきました。保護者説明会も私から校長にお願いしたので、保護者説明会が行われなかったら、処分を決定する権限のない校長が該当教員・生徒・保護者から確認したという報告書だけで処分を決定する権限のある愛知県教育委員会が処分を決定することになります。そうすると、私がやっていない「首を絞める」というものが報告書に入っていたと思うと恐ろしいです。さらに、当時の教頭から愛知県教育委員会へ提出する校長の報告書と一緒に「申立書」というのを提出するから書いてくれと言われました。「これは何のための『申立書』ですか。説明してください」と聞いても説明してもらえず、「愛知県教育委員会に聞いてほしい」と伝えても相手にしてもらえず、「校長が信用できないので、愛知県教育委員会に提

出す報告書を見せてください。それを確認してから、意味の分からない『申立書』を書きます」と伝えても拒否されました。そして、説明がないなら「申立書」は書けませんと伝えたら、提出期限があるからなのか教頭から「私が作成するから内容確認をしてください」と言われて、教頭が作成した「申立書」を提出しました。その後、懲戒処分が言い渡されるまで愛知県教育委員会から私や該当生徒・保護者等に校長の報告書の内容が間違いではないかの確認は行われませんでした。

校長に懲戒処分等の権限がないことは、私が昨年度利用した公益通報制度の回答において愛知県教育委員会は認めています。(資料1)なのに、懲戒処分等の権限のある愛知県教育委員会が校長からの報告書だけで懲戒処分等を決定することは愛知県教育委員会事務職員の職務怠慢であり、横暴である。マスコミを通じて社会に報道されることならば、校長の不正の可能性もあるかもしれないのに、不祥事を起こした本人を含めた関係者に懲戒処分等の権限を有する愛知県教育委員会が事実確認をするべきではないか。愛知県教育委員会は校長が信用の置ける人物であることが前提でいると思うが、校長も人間です。今回の私の体罰の件のように、やっていない体罰をでっちあげ挙句の果てに警察に被害届を出してくれと保護者に迫る校長。ガソリンスタンドでプリペイドカードを盗む校長。教え子にわいせつ行為をする校長。生徒から集めたお金を不正に使う校長等、悪質な人間性の校長は数多く潜んでいます。私が若い頃、先輩教員から「10人の校長がいて、まともな校長は1人か2人だぞ」ということを言われたことがありました。20年勤務して、その言葉通りだと実感しています。自己中心的で悪質な校長ならば、教職員を陥れるような虚偽の報告書を作成する可能性もあります。

今回、私の未熟さから不祥事を起こしてしまい多くの生徒及び保護者、教職員の方々にご迷惑をかけましたが、懲戒処分等を決定する過程が非人道的であり、既得権益を利用した人権侵害であると強く感じました。とても機械的で流れ作業で懲戒処分等の決定が行われていると感じました。不祥事を起こした教職員は悪いですが、人権はあると思います。既得権益側の一方的なやり方で人生を左右するような懲戒処分等の決定を行うのならば公正公平な事実確認及び調査を処分の権限を有する愛知県教育委員会が行うべきだと考えます。校長だけの報告書で処分を決定するのは横暴です。表に出ないからいいのですか。裁判ですら被告人に内容の確認をします。マスコミを通じて社会に公表することは、かなり大きな社会的制裁を受けます。何度も言いますが、処分の権限を有する愛知県教育委員会が該当する教職員・生徒・保護者等に丁寧な事実確認を行った上で処分の審議をし、公表するべきではないでしょうか。この請願を提出したあとも校長の虚偽が書かれているかもしれない報告書だけで不祥事を起こした教職員に処分を言い渡すまで確認をしないつもりですか。そして、社会へ公表するのですか。あなたたち愛知県教育委員会は教職員の話は聞かないのですか。不祥事を起こした教職員には人権はないのですか。このような君主制的なやり方は改善していただきたい。ちなみに、私のやっていない「首を絞める」という体罰を保護者説明会の場で校長が発言したことについては、名誉棄損で訴えられることを弁護士に確認しています。そのことについて愛知県教育委員会教職員課にも伝え、校長の処分を求めましたが、愛知県教育委員会教職員課は私や保護者説明会に参加した教職員及び保護者には何の確認もされていません。この請願に関する内容の証人及び録音データによる証拠はあります。

2 請願項目

- (1) 教職員の不祥事に対して懲戒処分及び訓告処分等を行う場合、校長からの調査報告だけではなく、該当教職員及び関係者（該当生徒及び保護者、関係した教職員等）に対して、処分の権限を有する愛知県教育委員会から校長からの調査報告の内容確認及び事実確認を行うことで公平な審議及び処分を執行すること。
- (2) 愛知県教育委員会に提出する書類について、処分等の権限を有する愛知県教育委員会事務職員による説明を行うこと。

以上

参考資料

資料1 公益通報内容書類（令和4年9月14日受付）及び公益通報調査結果等通知書（令和4年11月11日）

*資料には、特に読んでいただきたい内容についてマーカーを引かせていただいております。
教育委員の方々、資料の方もしっかりとご確認ください。